

3 未来を支える福祉・医療の充実

(1) 医療提供体制の充実と健康づくりの推進

<医療提供体制の充実>

○医師確保関係事業（医療整備課） 1,030,400千円（R4 1,016,800千円）

地域医療を安定的に提供するため、医師の確保と県内への定着を図ります。

[事業内容]

1 医師修学資金貸付事業 684,600千円

医師確保を図るため、大学在学中の医学部生に対して修学資金を貸し付けます。

[貸付コース]

①長期支援コース 527,400千円

貸付対象：県内の大学医学部、県外の大学医学部（知事の指定する大学に限定）の学生

貸付月額：国公立大学15万円、私立大学20万円

②ふるさと医師支援コース 154,800千円

貸付対象：県外の大学医学部の学生（大学の限定なし）

貸付月額：一律15万円

③産科医志望加算枠 2,400千円

貸付対象：①及び②の貸付者のうち将来的に産科医を希望する4年次以上の学生
（山武長生夷隅医療圏などの産科医の不足する医療圏への就業が条件）

加算月額：一律5万円

2 ちば若手医師キャリア形成支援事業 36,000千円

地域で働く医師の確保と派遣される医師のキャリア形成の両立を図るため、診療科別コースの策定や専門研修指導医の派遣等を実施します。

①診療科別コースの策定 19,000千円

②専門研修指導医の派遣 14,700千円

③若手医師を呼び込むためのセミナーの開催 2,300千円

3 医師キャリアアップ・就職支援センター事業 51,800千円

若手医師の県内定着を図るため、医師キャリアアップ・就職支援センターを設置し、医師のキャリア形成支援や就業支援に向けた情報提供や相談業務、医療技術研修を実施します。

4 医師少数区域等医師派遣促進事業 125,000千円

医師の地域偏在改善や地域医療の基盤を支える医療機関の医師不足を解消するため、医師に余裕のある医療機関が医師少数区域等の医療機関に医師を派遣する場合に助成します。

[補助基準額] 医師1人あたり1,250千円/月（上限）

[負担割合] 県2/3、派遣先医療機関1/3

5 産科医・女性医師等の就労支援促進事業 133,000千円

産科医・助産師に支給される分娩手当や出産・育児等による女性医師の離職防止・復職支援の取組に対し助成します。

○保健師等修学資金貸付事業（医療整備課） 398,048千円（R4 396,925千円）

地域医療に従事する看護師等の確保対策を強化するため、看護師等養成所などの学生のうち、卒業後県内に就業しようとする者に対して修学資金を貸し付けます。

[貸付対象] 看護師等養成所などに在学する者で、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする者

[貸付枠] 590名（うち特別枠20名）

[貸付額] 看護師・保健師 月額 民間立18,000円、公立16,000円

准看護師 月額 民間立10,500円、公立 7,500円

特別枠※ 月額 36,000円

※香取海匝医療圏・山武長生夷隅医療圏の病院・診療所への就職を希望する場合

○地域医療教育学講座設置事業（医療整備課） 40,400千円（R4 31,700千円）

地域医療を目指す医師を育成・確保するため、千葉大学医学部に寄附講座を設置し、医学生に対して地域医療に係る講義・臨床実習を行うとともに、実習や研修を受け入れる地域の病院に勤務する医師に対して指導等のスキルアップを図るための教育を行います。

○診療所承継支援事業【新規】（医療整備課） 5,000千円

地域の医療提供体制の維持・強化を図るため、地域医療を担う意欲のある医師に対して、診療所の承継に要する経費の一部を助成します。

[補助対象者]

診療所の承継者（親族承継を除く）

[補助対象経費・上限額等]

診療所の承継に要する経費（上限1,000千円・補助率10/10）

○医師少数区域における勤務の推進事業【新規】(医療整備課) 8,300千円

医師の地域偏在を改善するため、医師少数区域の医療機関における6か月以上の勤務経験を国から認定された医師が医師少数区域での勤務を継続できるよう、経済的支援を行います。

[補助対象] 医師少数区域内(山武、長生、夷隅保健医療圏)の病院・診療所

[補助対象経費] 認定医師に対して支出する研修受講料、旅費、図書費

[補助率] 10/10(国1/2、県1/2)

○周産期母子医療センター医師確保事業【新規】(医療整備課) 8,000千円

周産期母子医療センターに勤務する医師を確保するため、産婦人科医・小児科医等が周産期母子医療センターに勤務するための研修に要する経費を助成します。

[補助対象機関]

①研修を実施する医療機関(周産期母子医療センター)

②研修に医師を派遣する医療機関

[補助対象経費・上限額等]

①研修に要する実費相当額(受講者1人あたりの上限額1,000千円・補助率10/10)

②研修受講時の代替人員雇用の費用(医師1人1月あたり1,250千円・補助率2/3)

○看護師特定行為研修等支援事業(医療整備課) 30,000千円(R4 7,500千円)

在宅医療の推進等のため、医師の判断を待たずに、点滴や人工呼吸器の調整、感染者への臨時の薬剤投与などを行える看護師を養成する医療機関等に対し、研修費用を助成します。

[対象施設] 病院、診療所、訪問看護ステーション

[対象経費] 対象施設が費用負担した特定行為研修又は認定看護師教育に係る研修受講料等

[補助率] 1/2

[上限額] 受講者1人あたり750千円

○教育用訪問看護ステーション運営事業【新規】（医療整備課） 5,000千円

訪問看護の充実に向けて職員の技術向上を図るため、大規模な訪問看護ステーションを教育用訪問看護ステーションとして位置付け、開業して間もない小規模施設の職員に対する研修を実施します。

[研修対象者]

- ・開業から5年未満かつ常勤換算の看護職員が5人未満の訪問看護ステーションの看護職員

[研修内容]・集合研修：輸液ポンプの操作方法や非常用電源の使い方

- ・同行研修：点滴、吸引器の使用などの実地トレーニング など

[実施期間] 3年間

○救命救急センター運営費補助、施設設備整備費補助（医療整備課）

1,184,839千円（R4 1,266,891千円）

救命救急センターの運営費及び施設設備費に対して助成します。

[事業内容]

1 運営費補助 898,860千円

[対象施設] 救命救急センター 8病院

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

2 設備整備費補助 285,979千円

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

○ドクターヘリ運営事業（医療整備課） 569,993千円（R4 569,704千円）

救命救急センターに常駐するドクターヘリの運航に要する経費に対し助成します。

[補助率] 10/10（国1/2、県1/2）

[補助先] 日本医科大学千葉北総病院、君津中央病院

○発達障害児等のためのオンライン診療推進モデル事業【新規】（医療整備課） 4,000千円

通院・受診時に保護者の負担が大きい発達障害児等が、医療機関に行かなくても自宅や施設で受診できるよう、オンライン診療の普及を推進するモデル事業を実施します。

[事業内容]

発達障害児等へのオンライン診療（医療機関に委託）

○往診体制広域連携支援モデル事業【新規】（健康福祉政策課） 50,000千円

24時間の在宅医療提供体制の構築を目指すため、圏外の医師も活用しながら夜間及び休日の往診体制を整備する取組について、3年間のモデル事業を実施します。

[事業内容] 夜間及び休日に病状が急変し、往診を求める在宅療養者に対して、かかりつけ医が対応できない場合に、かかりつけ医からの依頼を受け、代わりに対応できる医師を手配する取組。

[対象地域] 印旛保健医療圏域

[補助基準額] 50,000千円

[補助率] 10/10

○救急安心電話相談事業（医療整備課） 72,000千円（R4 26,154千円）
（債務負担行為 132,000千円）

県民が地域で安心して暮らせる環境を整備するとともに、不要・不急の受診を減らし、救急医療体制の負担を軽減するため、看護師や医師による夜間・休日の電話相談を実施します。

[業務内容]

相談員の配置 看護師2人以上及びバックアップ医師1人以上

相談日時 月～土：午後6時～午前6時

日祝日：午前9時～午前6時

○小児救命救急センター運営費補助（医療整備課） 141,076千円（R4 141,076千円）

重篤な小児救急患者の救命率向上を図るため、全県を対象に全ての重篤な小児救急患者を365日24時間受け入れることのできる小児救命救急センターの運営費に対し助成します。

[対象施設] 東京女子医科大学八千代医療センター

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

○小児二次救急医療対策事業（医療整備課） 125,138千円（R4 123,936千円）

毎夜間・休日における小児救急患者に係る救急医療体制を確保します。

[事業内容]

1 小児救急医療拠点病院運営事業 90,108千円

[対象施設] 小児二次救急医療拠点病院 3施設

[補助率] 2/3

[補助基準額] 1病院当たり 46,227千円

2 小児救急医療支援事業 35,030千円

[対象施設] 小児二次救急支援病院 3市1組合

[補助率] 1/2

[補助基準額] 休日昼間及び夜間 26,310円×診療日数

電話相談実施加算 14,838円×診療日数

○小児救急電話相談事業（医療整備課） 84,000千円（R4 84,000千円）

夜間の小児の急病時に保護者等の不安を解消するとともに、不要・不急の受診を減らし、小児救急医療体制の負担を軽減するため、看護師や小児科医による夜間電話相談を実施します。

[委託先]（公社）千葉県医師会

[業務内容]

相談員の配置 看護師2～3人、小児科医1人

相談日時 午後7時～午前6時（毎日）

○周産期医療施設等運営費補助、施設設備整備費補助（医療整備課）

1,065,863千円（R4 1,043,314千円）

妊娠・分娩時の母子の安全を確保するため、周産期医療施設の運営費及び設備整備費に対して助成します。

[事業内容]

1 運営費補助 1,008,285千円

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

[補助先] 総合周産期母子医療センター 3病院、地域周産期母子医療センター 8病院

2 設備整備費補助 57,578千円

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

○周産期医療ネットワーク事業（医療整備課） 22,707千円（R4 21,952千円）

周産期における妊婦の救急搬送体制を確保するため、総合周産期母子医療センターにオペレーターを配置し、24時間体制で受け入れ可能な病院情報を収集し、救急医療を必要とする妊産婦の搬送先の調整を行います。

○病院内保育所運営事業（医療整備課） 400,000千円（R4 400,000千円）

看護師等の県内定着や再就業を支援するため、医療機関が運営する保育施設の運営費に助成します。

[対象施設] 県内医療機関 83施設

[補助率] 2/3 等

○千葉県総合救急災害医療センター施設整備事業（経営管理課）

12,039,438千円（R4 4,932,343千円）

【特別会計病院事業】

建物の老朽化・狭隘化が進んでいる救急医療センター及び精神科医療センターを統合して一体的に整備し、併せて精神保健福祉センターを同一施設内に整備するため、建設工事を行います。

[整備概要] 新病院建設（延床面積 約 22,000 m²、病床数 150 床）

[整備箇所] 千葉市美浜区豊砂

[事業内容]

- ・ 建設工事 7,194,044千円
- ・ 医療機器等整備 4,845,394千円

[供用開始] 令和5年度中

○地域中核医療機関整備促進事業（医療整備課） 887,464 千円（R4 334,320 千円）

地域医療提供体制の確保を図るため、地域の中核的医療機能や救急・小児・がんなどの特殊医療機能を担う医療機関の整備に対し助成します。

[対象施設] 公的医療機関

[対象事業] 地域の中核医療施設・特殊医療施設の新築・増改築

[補助率] 1/3

[補助先] さんむ医療センター、千葉市立海浜病院

○遠隔医療設備整備事業（医療整備課） 23,670千円（R4 10,769千円）

医療の地域格差を解消し、医療の質を確保するため、情報通信技術を活用した遠隔医療の実施に必要な設備整備に対して助成します。

[補助基準額] 遠隔画像診断装置

支援側医療機関 16,390千円（上限）

依頼側医療機関 14,855千円（上限） 等

[補助率] 1/2（全額国庫）

○病院事業会計負担金（健康福祉政策課） 15,215,287千円（R4 15,270,474千円）

県立病院が良質な医療を安定的に県民に提供していくために必要な経費を負担します。

1 収益的収支（3条予算） 13,349,834千円

2 資本的収支（4条予算） 1,865,453千円

<健康づくりの推進>

○がん対策事業（健康づくり支援課） 210,980千円（R4 207,403千円）

「千葉県がん対策推進計画」に基づき、がん予防から早期発見、質の高いがん医療の提供や緩和ケアまで総合的かつ計画的ながん対策を推進します。

[主な事業]

- 1 **がんの予防・早期発見推進事業** 3,872千円（R4 8,551千円）
がん発見技術の向上を図るため、がん検診に携わる医療従事者に対して研修を実施するとともに、県民に対し、がん検診の重要性を周知します。
- 2 **地域統括相談支援センター事業** 6,533千円（R4 6,746千円）
がん経験者であるピアサポーターを通じた相談支援の充実を図るため、ピアサポーターの養成や活動支援を行います。
- 3 **緩和ケア推進強化事業** 3,418千円（R4 3,418千円）
緩和ケアを希望するがん患者やその家族のため、医療・介護従事者との意見交換会の実施や医療機関等の情報提供、緩和ケアに取り組む高齢者施設等への支援等を実施します。
- 4 **地域がん診療連携拠点病院等機能強化事業** 145,000千円（R4 145,000千円）
地域がん診療連携拠点病院等が行う病院間のネットワークづくりや相談支援、普及啓発、医療従事者への研修の実施等に係る費用に対して助成します。
[基準額] 地域がん診療連携拠点病院 15,000千円
地域がん診療病院 10,000千円
- 5 **小児・AYA世代がん患者等支援事業** 28,313千円（R4 22,613千円）
小児・AYA世代のがん患者等が、将来に希望を持ってがん治療等に取り組めるよう、妊孕性温存療法等に対する助成を実施するとともに、関係医療機関や行政とのネットワーク構築やがん診療従事者等の人材育成を行います。
[妊孕性温存療法の助成上限額]
胚（受精卵）凍結350千円、未受精卵凍結200千円、卵巣組織凍結400千円、精子凍結25千円、精子凍結（精巣内精子回収）350千円

○がん患者QOL向上事業【新規】（健康づくり支援課） **22,000 千円**

がん患者の生活の質の向上を図るため、アピアランスケアや若年がん患者の在宅療養を支援します。

[事業内容]

1 がん患者アピアランスケア支援事業 **19,000 千円**

がん治療やその副作用による外見の変化への不安を和らげるアピアランスケア用品を購入する費用について助成します。

[補助対象者] がん治療を受けている方

[補助対象経費] 医療用ウィッグ・乳房補正具等の購入費用（上限5万円）

[負担割合] 県1/2、市町村1/2

2 若年がん患者在宅療養支援事業 **3,000千円**

若年がん患者の終末期の生活を支えるため、在宅療養に係るサービスの利用費用について助成します。

[補助対象者]

以下のいずれにも該当する方

- ・ 医師により回復の見込みがないと診断されたがん患者
- ・ 在宅の生活を営む上で居宅介護等の支援が必要な方
- ・ 18歳以上39歳以下の方

[補助対象経費]

在宅で生活するために必要な訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与及び福祉用具購入に係る経費の9割（月額の上限54,000円）

[負担割合] 県1/2、市町村1/2

○定期予防接種ワクチン再接種費用助成事業【新規】（疾病対策課） **1,000 千円**

骨髄移植等の治療により定期予防接種で得られた免疫が消失した方を対象とし、定期予防接種の再接種を受けるための費用を助成します。

[対象者]

20歳未満で骨髄移植等の治療を受けた方

[対象経費]

予防接種法で定める定期予防接種の再接種を受けるための経費

[負担割合] 県 1/2、市町村 1/2

○在宅歯科・口腔保健推進事業（健康づくり支援課） 63,293 千円（R4 63,276 千円）

地域における在宅歯科診療や口腔保健の普及向上を図るため、医療機器の整備に対する助成や地域包括ケア歯科医療連携室の設置、歯科衛生士等の人材確保、育成等を実施します。

[主な事業]

1 在宅歯科診療設備整備事業 30,000 千円

病院又は診療所の開設者が、在宅歯科診療を実施するための設備整備に対し助成します。

・基本設備

[補助率] 2/3

・安全設備

[補助率] 1/2

2 地域包括ケア歯科医療連携室整備事業 4,861 千円

- ・在宅歯科診療を希望する患者等の相談窓口の開設
- ・在宅歯科診療を担う歯科医師育成のための研修会 等

3 歯科・口腔保健に携わる人材の確保・育成 14,385 千円

- ・障害者や難病患者に対する歯科治療等に関する歯科医師等への研修
- ・歯科衛生士の資質向上・復職支援のための研修 等

4 口腔機能維持向上普及啓発事業 5,000 千円

高齢者の口腔機能の低下防止を図るため、県民向けの啓発イベントなど、口腔機能維持の普及啓発を行います。

○自殺対策推進事業（健康づくり支援課） 140,895 千円（R4 140,760 千円）

自殺による死亡率の減少を図るため、相談支援体制を確保するとともに、普及啓発を実施します。

1 県実施事業 60,895千円

[主な事業]

- | | |
|-----------------------|----------|
| ・いのち支える電話相談窓口・SNS相談窓口 | 42,303千円 |
| ・自殺未遂者総合支援事業 | 13,000千円 |
| ・県民等に対する啓発・情報提供 | 2,255千円 |
| ・自死遺族支援事業 | 1,748千円 |

2 市町村や団体の相談、普及啓発事業に対する支援 80,000千円

(2) 高齢者福祉と障害者福祉の充実

<高齢者福祉の充実>

○介護人材確保対策事業（健康福祉指導課） 430,748千円（R4 449,893千円）

介護人材の確保・定着を図るため、新規就業や介護職員のキャリア形成に向けた支援、介護職の魅力発信、外国人介護人材の就業促進などに総合的に取り組みます。

[主な事業]

1 介護人材確保対策事業費補助 138,330千円（R4 133,080千円）

介護の職場への新規就業の促進や潜在有資格者の再就業に向けた支援を行うほか、介護職員のキャリアアップに向けた支援等を行います。

[補助率] 市町村 3/4、事業者 10/10 等

2 介護の未来案内人事業 9,770千円（R4 9,680千円）

県内介護施設等に従事する若手介護職員を「介護の未来案内人」として委嘱し、県内高等学校等への派遣やSNSの活用などを通じて、介護職の魅力を発信します。

3 介護に関する入門的研修委託事業 5,756千円（R4 5,756千円）

介護人材のすそ野の拡大に向け、介護未経験者を対象とした入門的研修を実施します。また、研修修了者に対し、職場体験の実施や介護事業所とのマッチングまでの支援を行います。

4 外国人介護人材就業促進事業 201,172千円（R4 218,774千円）

介護施設への外国人介護福祉士等の就業を促進するため、外国人介護人材支援センターを設置し相談支援等を行うとともに、留学生受入プログラム等を実施します。

(1) 千葉県外国人介護人材支援センター運営事業 26,385千円

相談窓口の設置、事業者向けの制度説明会やセミナー、留学生と外国人職員の交流会の開催 等

(2) 千葉県留学生受入プログラム 104,139千円

留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを行うとともに、留学前後の日本語学校の学費や、介護福祉士養成施設に在籍する間も含めた留学期間中の居住費に対して、県内介護施設が費用負担をした場合の経費の一部を助成します。

[補助基準額]（日本語学校）留学前2万円/月（6か月）、留学後5万円/月（1年）
（居住費）3万円/月（3年）

[補助率] 1/2

5 介護現場における働き方改革促進事業 10,000千円（R4 10,000千円）

専門性の高い業務と清掃・配膳等の周辺業務を仕分けし、周辺業務を担う介護助手を導入するなど、業務改善や多様な人材の適正配置を行う介護事業所を支援します。

6 千葉県福祉人材センター事業 57,156千円（R4 63,331千円）

福祉に関する人材確保業務を行う福祉人材センターを設置し、就職説明会、福祉人材バンクによる無料職業紹介、職場体験、離職者の再就業支援、アドバイザーによる相談支援等を行います。

○老人福祉施設整備事業補助（高齢者福祉課） 3,666,000千円（R4 1,596,000千円）
（債務負担行為 2,781,000千円）

特別養護老人ホーム及び老人短期入所居室の創設等に要する経費に対し助成します。

[実施主体] 市町村、社会福祉法人

[補助単価] 4,500千円/床（特別養護老人ホーム）、800千円/床（老人短期入所居室）

[整備床数] 676床（特別養護老人ホーム）、60床（老人短期入所居室）

○介護基盤整備交付金事業（高齢者福祉課） 2,429,887千円（R4 2,582,836千円）

市町村が実施する小規模多機能型居宅介護事業所等の小規模な介護施設の整備に要する費用について助成します。

[補助対象] 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 等

[限度額] 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
1施設 33,600千円 等

[整備床数等] 小規模多機能型居宅介護事業所 15施設
看護小規模多機能型居宅介護事業所 15施設 等

○特別養護老人ホーム等の開設準備支援等事業（高齢者福祉課）

2,800,098千円（R4 1,941,629千円）

特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の介護施設が開設前に行う職員雇用や広報等の準備経費に対し助成します。

[補助対象] 特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 等

[限度額] 特別養護老人ホーム 839千円×定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1施設 14,000千円 等

[整備床数等] 特別養護老人ホーム 1,734床
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 17施設 等

[参考：令和4年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）]

○地域医療介護総合確保基金造成事業（健康福祉政策課） 3,401,996千円

介護人材を確保するための経費等について、国から交付金が交付されることから、基金に積立てを行います。

○介護事業所におけるICT・ロボット導入支援事業【一部新規】（高齢者福祉課）

271,000千円（R4 131,000千円）

介護事業所におけるDXを推進し、業務の効率化や職員の人材確保、利用者サービスの向上を図るため、ICTや介護ロボットの導入に取り組む事業者への支援を行います。

[事業内容]

1 介護事業所におけるICT導入支援事業 107,000千円（R4 67,000千円）

介護事業所における業務の効率化を図るため、介護記録や介護報酬の請求等を一体的に管理できる介護ソフトなどICTの導入経費に対して助成します。

[補助対象施設] 民間の特別養護老人ホーム等

[補助額] 事業所規模に応じて1,000千円～2,600千円（1事業所あたりの上限額）

[補助率] 1/2

2 介護ロボット導入支援事業 84,000千円（R4 64,000千円）

介護事業所における人材確保を図るため、介護従事者の負担を軽減する介護ロボットの導入経費に対して助成します。

[補助対象施設] 民間の特別養護老人ホーム等

[補助額] 移乗支援・入浴支援1,000千円、その他300千円（1機器あたりの上限額）

見守り機器導入に伴うWi-Fi整備等1,500千円（1事業所あたりの上限額）

[補助率] 1/2

3 ロボットを用いた介護予防モデル事業【新規】 80,000千円

介護事業所における入所者・利用者のADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の維持・向上を図るため、試験的にコミュニケーションロボットを導入します。

[補助対象施設] 民間の特別養護老人ホーム等

[補助額] 1台当たり1,000千円

[補助率] 4/5

○サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業（住宅課） 260,000千円（R4 270,000千円）

サービス付き高齢者向け住宅について、介護サービス事業所及び医療機関等との連携が図られているなど、より良質な住宅を整備する場合に、国の補助に加え県単独の上乗せ補助を行います。

[補助対象]

国の補助金を受けて整備し、介護サービス事業所及び医療機関との連携が図られている住宅

[補助率]

（新築）住宅建設費の1/20（675千円/戸上限）

（改修）住宅改修費の1/6（975千円/戸上限）

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所を併設するものは、新築：1/10（1,350千円/戸上限）、改修：1/3（1,950千円/戸上限）

○認知症対策支援事業（高齢者福祉課）

127,892千円（R4 111,034千円）

認知症に対する地域でのサポート体制の構築や各種相談等の総合的対策を実施するとともに、医療・介護の連携による支援体制の構築を図ります。

[主な事業]

1 認知症疾患医療センター運営事業 54,970千円（R4 54,520千円）

認知症治療の中核病院として、県が指定した「認知症疾患医療センター」において、鑑別診断や急性期治療、専門的な相談対応に加え、かかりつけ医や地域包括支援センター等と連携しながら、日常生活を円滑に送るための相談支援等を行います。

[委託先] 認知症治療の中核としての機能を持つ病院 10病院

2 認知症相談支援事業 5,998千円（R4 5,998千円）

ちば認知症相談コールセンターを設置し、認知症の各種相談を実施するとともに、認知症の人やその家族を支援するための交流会を実施します。

- ・ちば認知症相談コールセンター運営事業 4,998千円
- ・認知症高齢者をかかえる家族交流事業 1,000千円

3 若年性認知症支援事業 10,197千円（R4 8,304千円）

若年性認知症の人への就労、福祉サービスや健康・医療に関する支援等を行うため、コーディネーターを配置するとともに、若年性認知症の人の社会参加の機会を創出するためのモデル事業を実施します。

- ・若年性認知症支援コーディネーター事業 7,313千円
- ・若年性認知症の人の社会参加活動支援 2,200千円 等

4 医療・介護人材育成事業 51,535千円（R4 36,982千円）

認知症の人と家族を支援する体制を構築するため、医療・介護分野等において認知症に精通した人材を育成します。

- ・認知症サポート医等養成研修事業 10,174千円
- ・市民後見推進事業 35,709千円 等

5 認知症普及啓発事業 2,940千円（R4 2,978千円）

認知症になっても地域で暮らせるよう、認知症サポーター等の養成や認知症への正しい理解を促進するための啓発等を行います。

- ・認知症サポーター等養成講座 1,554千円
- ・チームオレンジちば促進事業 576千円 等

<障害者福祉の充実>

○重度心身障害者（児）医療給付改善事業（障害者福祉推進課）

4,500,000千円（R4 4,500,000千円）

重度心身障害者（児）の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。

[対象者] 身体障害者手帳1級、2級、療育手帳 ㊤、Aの1、Aの2、
精神障害者保健福祉手帳1級の保持者

[自己負担] 入院1日・通院1回につき300円

[負担割合] 県1/2、市町村1/2

○障害者就業・生活支援センター事業（障害福祉事業課、産業人材課）

153,932千円（R4 151,436千円）

障害者の自立を促進するため、障害者に身近な地域で生活面と就業面等で一体的に支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置・運営します。

[設置数] 16ヶ所

[事業内容]

- ・生活習慣の形成など日常生活の自己管理・地域生活・生活設計に関する助言等
- ・就職活動・職場定着等に向けた支援、企業に対する雇用管理上の助言等

○障害者の工賃アップのための事業（障害福祉事業課） 35,398千円（R4 35,398千円）

県内の就労支援事業所等における工賃水準の向上を図るため、商品の販路拡大や新商品開発等に取り組む事業所を支援します。

[事業内容]

- ・販路や受注を拡大するための合同販売会の開催
- ・障害者就労施設等の効率的な運営のための研修、相談
- ・農福連携による障害者の就農促進に向けた技術指導、現場実習 等

○障害者グループホーム等に対する支援（障害福祉事業課）

681,195千円（R4 617,195千円）

障害者の地域移行の受け皿となるグループホーム等を支援するため、運営費や家賃などを補助するほか、支援ワーカーによる相談支援を行います。

[事業内容]

1 運営費補助 286,905千円（R4 278,905千円）

[対象経費] ホームの運営に要する人件費、運営費等の経費

[補助率] 県1/2、市町村1/2

2 家賃補助等 334,000千円（R4 278,000千円）

[対象者] ホームを利用する者のうち、特に収入の少ない者

[補助率] 県1/4、市町村1/4

3 相談支援等 60,290千円（R4 60,290千円）

県内13障害保健福祉圏域に支援ワーカーを配置

[参考：令和4年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）]

○障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（障害福祉事業課） 16,000千円

障害者支援施設等における労働環境の改善や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、介護業務の負担を軽減する介護ロボットの導入を行う事業者に対して助成します。

[補助割合] 国1/2、県1/4

[上限額]・移乗介護等 1台あたり100万円

・移動支援等 1台あたり30万円

・1事業所あたり 120万円～210万円

[参考：令和4年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）]

○障害福祉分野におけるICT導入支援事業（障害福祉事業課） 15,240千円

障害者支援施設等における生産性向上や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、ICT導入を行う事業者に対して助成します。

[補助割合] 国1/2、県1/4

[上限額] 1事業所あたり1,000千円

[参考：令和4年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）]

○障害者グループホーム等の整備促進（障害福祉事業課） 68,830千円

障害者の社会参画や地域移行を推進するため、グループホーム等の整備を行う事業者に対して助成します。

[補助割合] 国 1/2、県 1/4

○千葉リハビリテーションセンター再整備事業（障害福祉事業課）

27,600千円（R4 598,854千円）

（債務負担行為 110,000千円）

（継続費 14,486,000千円）

開設から40年余りが経過し、施設・設備が老朽化しているほか、居室や訓練室等のスペースが不足している千葉リハビリテーションセンターの再整備について、令和5年度から建築工事に着手するため、継続費を設定します。

[主な事業]

1 建築工事（第1期）（継続費 14,486,000千円）

年 度	事業費（千円）	主な内容
5年度	0	入札・契約
6年度	2,108,500	建築工事（外来診療棟建築工事着工）
7年度	7,811,799	建築工事（外来診療棟建築工事）
8年度	3,094,404	建築工事（外来診療棟建築工事完成）、オープン
9年度	1,471,297	建築工事（連結部分解体工事）

2 家屋事前調査 15,000千円

3 開院運用調整支援業務委託 10,000千円（債務負担行為 110,000千円）

○医療的ケア児等に対する支援の充実（障害福祉事業課、子育て支援課）

169,199千円（R4 80,754千円）

医療的ケア児等に対する支援の中核的な役割を担う医療的ケア児等支援センターを強化するため、新たに看護師を配置するとともに、地域の施設等で受入れが広がるよう、医療的ケアに対応できる人材育成等を引き続き実施します。

また、保育所等において医療的ケア児の受入れを促進するため、市町村が看護師等を配置した場合の経費の一部を助成します。

[事業内容]

- 1 医療的ケア児等総合支援事業 20,700千円（R4 15,000千円）
 - ・医療的ケア児等支援センター事業委託 18,252千円
 - ・看護師等の医療的ケア児等に対応する看護人材確保のための研修等 1,900千円
 - ・千葉県医療的ケア児等支援地域協議会の運営 548千円
- 2 医療的ケア児保育支援事業 148,499千円（R4 65,754千円）

○医療型短期入所事業所開設支援事業【新規】（障害福祉事業課）

16,000千円

在宅で医療的ケア児等の介護を行う家族の負担を軽減するため、短期入所事業所の開設を支援します。

[事業内容]

- 1 医療型短期入所事業所設備整備事業 10,000千円
病院、診療所又は介護老人保健施設が医療型短期入所事業所を開始するにあたり必要となる備品の整備費用を助成します。
[補助率] 1/2
[補助基準額] 1,000千円/床（上限5,000千円）
- 2 医療型短期入所事業所開設支援事業 6,000千円
医療型短期入所事業所を開設する医療法人等の掘り起こしや開設予定の事業所に対する研修を行います。

○重度の強度行動障害のある方への支援体制整備事業（障害福祉事業課）

127,654 千円（R4 98,953 千円）

県内の重度の強度行動障害のある方が本人の意向に沿った生活の場を確保できるよう、暮らしの場支援会議を通して、県全体で重度の強度行動障害のある方を支援します。

[事業内容]

- 1 「暮らしの場支援会議」の設置 2,759 千円（R4 2,662 千円）
- 2 重度の強度行動障害のある方の受入等支援事業 124,895 千円（R4 96,291 千円）
 - ・グループホーム整備 10,780千円（R4 10,940千円）
 - ・既存施設の改修費 65,625千円（R4 65,625千円）
 - ・運営費補助 48,490千円（R4 19,726千円）

《社会保障費》

○社会保障費 348,847,568千円 (R4 332,984,400千円)

1 補助事業 331,968,299千円 (R4 315,750,229千円)

[主な事業]

・生活保護事業（健康福祉指導課） 5,610,000千円 (R4 5,610,000千円)

生活保護法に基づき、生活困窮者の保護に要する費用を負担します。

1 郡分扶助費 3,810,000千円 (R4 3,810,000千円)

町村に居住する被保護者に係る生活保護支弁額を負担します。

[負担割合] 国3/4、県1/4

2 市分負担金 1,800,000千円 (R4 1,800,000千円)

市が支弁した居住地の明らかでない被保護者に係る保護費用を負担します。

[負担割合] 国3/4（市に直接交付）、県1/4

・難病医療費助成事業（疾病対策課） 7,500,000千円 (R4 7,100,000千円)

原因不明の難病のうち国が定めた疾病について医療費を負担します。

[負担割合] 国 1/2、県 1/2

[対象疾病] 338 疾病

・児童手当支給事業（子育て支援課） 12,200,000千円 (R4 13,100,000千円)

中学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を支給します。

[支給額] 3歳未満 月額15,000円

3歳以上 第1子、第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円

中学生 月額10,000円

所得制限家庭（年収960万円程度） 月額5,000円

[負担割合] 国2/3、県1/6、市町村1/6 等

- ・ **保育所等への運営費の給付（子育て支援課）** 25,093,000千円（R4 23,690,000千円）

認定こども園・保育所等の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

〔対 象〕 私立の認定こども園、保育所等

〔負担割合〕 国1/2（直接）、県1/4、市町村1/4

- ・ **小規模保育等への運営費の給付（子育て支援課）** 3,547,000千円（R4 3,375,000千円）

地域の特性に応じた保育機能を確保するため、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

〔対 象〕 小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育を行う事業者

〔負担割合〕 国（直接）1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **多様なニーズに対応した子育て支援（子育て支援課）**

2,556,000千円（R4 2,686,000千円）

保育施設等において、病児保育、延長保育、一時預かりを実施するなど、多様な子育てニーズに対応した事業に対し助成します。

〔負担割合〕 国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

- ・ **障害者自立支援給付費負担金（障害福祉事業課）** 29,645,000千円（R4 26,471,000千円）

障害者総合支援法に基づき、介護給付・訓練等給付等に要した経費を負担します。

〔負担割合〕 国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **自立支援医療事業（児童家庭課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課）**

10,980,000千円（R4 10,370,000千円）

障害者総合支援法に基づき障害児者に対する公費負担医療に要した経費を負担します。

- ・ **障害児通所給付費負担金（障害福祉事業課）** 8,600,000千円（R4 7,300,000千円）

児童福祉法に基づき市町村が実施する障害児通所給付の支給に要した経費を負担します。

[負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **障害児施設措置費・障害児施設給付費負担金（障害福祉事業課）**

2,366,000千円（R4 1,912,000千円）

児童福祉法に基づき、障害児施設に入所した児童の保護、訓練等に要する経費を負担します。

[負担割合] 国1/2、県1/2

- ・ **後期高齢者医療給付費負担金（保険指導課）** 58,267,000千円（R4 55,603,000千円）

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の医療等に要した費用を負担します。

[負担割合] 国4/12、県1/12、市町村1/12、千葉県後期高齢者医療広域連合6/12

- ・ **介護給付費負担金（高齢者福祉課）** 69,721,000千円（R4 67,100,000千円）

介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要した費用を負担します。

[負担割合]（施設等給付費）国20%、県17.5%、市町村12.5%、保険料50%

（居宅給付費）国25%、県12.5%、市町村12.5%、保険料50%

- ・ **地域支援事業交付金（高齢者福祉課）** 3,504,000千円（R4 3,787,000千円）

介護保険法に基づき、介護が必要な状態になることを予防する事業等に要する費用を交付します。

[負担割合]

 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 国25%、県12.5%、市町村12.5%、保険料50%
 - ・ 包括的支援事業 国38.5%、県19.25%、市町村19.25%、保険料23%
 - ・ 任意事業 国38.5%、県19.25%、市町村19.25%、保険料23%

- ・ **重層的支援体制整備事業交付金（健康福祉指導課）** 1,300,000 千円

子ども、障害者、高齢者、生活困窮といった従来の分野や対象ごとの支援の枠組みにとらわれず、複雑化・複合化した支援ニーズに柔軟に対応できる包括的な支援体制を構築し、相談支援等に取り組むための経費を負担します。

[負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **特別会計国民健康保険事業繰出金（保険指導課）** 34,395,000 千円 (R4 33,732,000 千円)

国民健康保険法に基づき、県と市町村で行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、保険事業運営に必要な金額を一般会計から特別会計へ繰出します。

- ・ **国保経営安定化対策事業（保険指導課）** 14,389,000千円 (R4 14,389,000千円)

国民健康保険法に基づき、保険料（税）の軽減や保険財政基盤の強化に要した費用を負担します。

2 県単独事業 16,879,269千円 (R4 17,234,171千円)

[主な事業]

・ 重度心身障害者（児）医療給付改善事業〔再掲〕（障害者福祉推進課）

4,500,000千円 (R4 4,500,000千円)

重度心身障害者（児）の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。

[対象者] 身体障害者手帳1級、2級、療育手帳 ㊤、Aの1、Aの2、
精神障害者保健福祉手帳1級の保持者

[自己負担] 入院1日・通院1回につき300円

[負担割合] 県1/2、市町村1/2

・ 子ども医療費助成事業（児童家庭課）

6,800,000千円 (R4 6,700,000千円)

子どもの保健対策の充実を図るとともに保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療受診に要する費用を助成します。頻回受診や長期入院の子を持つ世帯を支援するため、令和5年8月から制度を拡充し、自己負担の月額上限を導入します。

[実施主体] 市町村

[負担割合] 県1/2、市町村1/2（千葉市のみ県1/4、市3/4）

[助成対象] 入院 中学校3年生まで
通院 小学校3年生まで

[自己負担] 入院1日、通院1回につき300円

(月額上限) 対象者：1月当たりの入院日数が10日又は通院回数が5回を超えた児童
上限額：医療機関ごとに、入院3,000円・通院1,500円

[支給方法] 現物給付

・ ひとり親家庭等医療費等助成事業（児童家庭課）

882,000千円 (R4 837,000千円)

ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。

[対象者] ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童 等

[自己負担] 入院1日・通院1回につき300円、調剤無料

[負担割合] 県1/2、市町村1/2